

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
肱川の減災に係る取組方針

【第2版】

平成28年9月12日

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会
(大洲市、愛媛県、気象庁、四国地方整備局)

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年5月25日	初版作成
第2版	平成28年9月12日	想定最大規模降雨による洪水に対する取組方針の追加により改訂

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会资本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～」が答申された。

肱川においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の大洲市、愛媛県、松山地方気象台、四国地方整備局で構成される「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 3 月 18 日に設立した。

本協議会では、肱川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図り、以下の課題を抽出した。

- 上下流バランスを保ちつつ堤防整備を実施しているため、計画堤防高に満たない堤防が存在し、越流による浸水被害が懸念される。
- 手のひらのような、洪水が集中しやすい地形のため、計画規模降雨による洪水が発生した場合には、最大で 5m 程度の浸水が想定されており、また、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合には、平野部全域が浸水し、最大で約 10m～20m 程度の浸水が想定される。
- 浸水被害に対し、大洲市により二線堤が整備されたほか、病院による自衛水防等も行われているが、平野部一帯が浸水するため、住民等の早期の避難行動に資する情報提供も重要となっている。
- この平野部には、人口・商業・産業が集積しており、また、基幹交通網や防災拠点となる市役所をはじめ消防署、警察署も存在することから、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

この課題に対し、本協議会においては、『手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴を踏まえ、肱川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対し、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、取組内容の検討を行い、今般、「肱川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という）をとりまとめたものである。

取組方針の具体的な内容としては、

■ ハード対策として、

- ・洪水を河川内で安全に流す対策として、堤防整備やダム建設などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための施設整備の実施、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討 等

■ ソフト対策として、

- ・円滑かつ迅速な避難行動等に資するため、リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備、タイムラインにおける関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上並びに訓練の実施、計画規模降雨を超える洪水に対するタイムラインの作成及び浸水地区の避難所・避難経路等の検討、「災害・避難カード」の取組 等
- ・水防活動等の取組として、水防団等との共同点検、河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討、計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討、要配慮者利用施設等と連携した訓練の実施検討 等
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討 等

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本資料は、本協議会規約第 5 条に基づき、取組方針としてとりまとめたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
大洲市	市長
大洲地区広域消防事務組合	組合長（大洲市長）
愛媛県南予地方局	八幡浜支局長
"	大洲土木事務所長
気象庁	松山地方気象台長
四国地方整備局	大洲河川国道事務所長
"	山鳥坂ダム工事事務所長
"	野村ダム管理所長

3. 肱川の概要と主な課題

■地形的特徴

肱川流域は、以下の地形的特徴を持っている。

- ①中流部の大洲盆地に川が集まっている。
(手のひらのような、洪水が集中しやすい地形)
- ②河床勾配が非常に緩い。
(洪水が流れにくい地形)
- ③大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがない。
(洪水が吐けにくい地形)

そのため、これまで堤防決壊や越水により浸水被害が頻発している状況である。

■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の洪水被害としては、昭和18年7月に、肱川の堤防が決壊し、住家浸水7,477戸の被害が発生、昭和20年には、肱川の戦後最大流量である約5,000m³/sの洪水が発生し、床上・床下浸水9,915戸の甚大な被害が発生している。

近年では、平成7年7月洪水（約2,900m³/s）に、床上・床下浸水1,195戸の被害を受けたことから、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修が実施されており、また、平成16年には「肱川水系河川整備計画」が策定され、堤防や上流での洪水調節施設（ダム）の整備が進められてきている。

しかしながら、肱川下流域においては、いまだ無堤地区が存在し、更に、肱川の地形的特徴に鑑み、上下流バランスを保つつつ堤防整備を実施しているため、一部高さを抑えた計画高に満たない堤防が存在している状況となっていることから、平成16年8月、平成17年9月洪水時には、大洲市が平成16年に整備した二線堤からも越流し大規模な浸水被害をもたらしており、平成23年9月にも浸水被害が発生する等、いまだ甚大な被害が発生している。

また、現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって

想定し得る最大規模のものとして設定された想定最大規模降雨による洪水浸水想定では、既に公表している計画規模の外力である年超過確率1/100の規模の降雨による洪水浸水想定より、浸水深も大きく、更に広範囲な浸水域となつており、甚大な被害の発生が想定されている。

■肱川流域の社会経済等の状況

肱川中流域の氾濫ブロック内には約2万人※が居住しており、東大洲地区では、平成5年に「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」に指定され、基幹交通、緊急輸送路である国道56号沿線には商業・産業が集積し、今後も発展が見込まれている。更に、西大洲地区には、防災拠点となる市役所をはじめ消防署があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、肱川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送路である国道56号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における防災機能の維持等の取組が急務となっている。（※平成22年国勢調査より）

■肱川での主な課題

こうした過去の被害状況、河川改修の状況、社会経済等の状況も踏まえた現状における主な課題は、以下のとおりである。

- 上下流バランスを保つつつ堤防整備を実施しているため、計画堤防高に満たない堤防が存在し、越流による浸水被害が懸念される。
- 手のひらのような、洪水が集中しやすい地形のため、計画規模降雨の洪水が発生した場合には、最大で5m程度の浸水が想定されており、また、想定最大規模降雨による洪水が発生した場合には、平野部全域が浸水し、最大で約10m～20m程度の浸水が想定される。
- 浸水被害に対し、大洲市により二線堤を整備するほか、病院による自衛水防等も行われているが、平野部一帯が浸水するため、住民等の早期の避難行動が必要であり、その行動に資する情報提供も重要な要素となっている。
- この平野部には、人口・商業・産業が集積しており、また、基幹交通網や防災拠点となる市役所をはじめ消防署、警察署も存在することから、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

以上の課題を踏まえ、肱川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

この課題に対する取組方針の具体的な内容としては、

○洪水を河川内で安全に流す対策等の実施

- ・東大洲地区等の住民や社会経済等を守るため、避難時間の確保を含み洪水を安全に流す対策として、堤防の整備、ダムの改造等を実施する。（平成32年度まで）

○早期排水に対する施設強化等の検討

- ・想定最大規模降雨による洪水では、浸水深が大きくなることが想定されており、樋門や排水ポンプ場などの浸水が予想されていることから、早期排水に対する施設強化及び排水機場の整備の検討を実施する。（平成28年度から検討実施）

○流域住民の主体的な避難を促進する情報発信の実施

- ・大規模で広範囲な浸水が想定される肱川流域において、住民の円滑な避難行動の判断を行うため、リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信を実施する。（平成28年度から順次実施）

○計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び避難所等の検討

- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定では、平野部全域が浸水することが想定されており、避難者数の増加や避難所の浸水が懸念されるため、計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練を実施する。また、浸水地区の避難所、避難経路の検討を実施する。
(平成28年度から検討実施)

○「災害・避難カード」の取組

- ・洪水氾濫により度々浸水被害を受けていた地区において、住民自らが避難すべき場所などをあらかじめ認識するために作成する「災害・避難カード」の取組を実施する。（平成28年度）

○水防拠点の代替施設の検討

- ・計画規模降雨を超える洪水による洪水浸水想定では、水防活動拠点の浸水が想定されることから、水防拠点の代替施設の検討を実施する。
(平成 28 年度から検討実施)

○浸水被害確認システムによる内水状況の共有

- ・肱川本川の水位上昇に伴う浸水被害に対し、早急な対応等を実施するため、浸水被害確認システムにより大洲市と浸水状況の共有を実施する。
(実施中)

○排水ポンプ車等の最適な配置に基づく排水計画の検討

- ・大規模な浸水被害から早期に社会機能回復を行うため、現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水ポンプ車等の最適配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施する。
(平成 28 年度から検討実施)

4. 現状の取組状況

肱川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。（別紙－1 参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
リスク情報の周知	○肱川及び矢落川において、計画規模降雨及び想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定等し、大洲河川国道事務所のweb等で公表している。	
	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解を深めて貰う必要がある。	a
	●肱川上流部分の浸水が想定される区間（指定区間）の想定最大規模降雨による洪水浸水想定等が作成されていない。	b
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、大洲河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ○災害発生のおそれがある場合は、国土交通省事務所長から大洲市長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
避難勧告等の発令基準	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	A
	○国土交通省にて大洲市の避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 ○避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） ○警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述）	
	●避難勧告等の発令に対し、支川等を含めたタイムラインが作成できていないため、適切な防災行動に対して懸念がある。	B
	●計画規模降雨を超える洪水を想定したタイムラインが作成できていない。	c

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題
避難場所・避難経路	○浸水想定区域を指定し公表するなど、市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 ○緊急避難場所・避難所は指定しており、計画規模降雨による洪水に対するハザードマップにより周知している。
	●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内での避難所が不足することが懸念される。 C
	●避難所までの避難路の選定を行っていないため、住民の迅速な避難が確保できないおそれがある。 D
	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するハザードマップ作成への情報が不足している懸念がある。 d
住民等への情報伝達の体制や方法	●指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対する避難体制の強化への取組方針について国、市との協議が必要である。 e
	○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、web等による河川水位、ライブ映像等の情報発信、広報車による周知、報道機関への情報提供、CATV文字情報配信等を実施している。
	○国土交通省事務所長から大洲市長への情報伝達（ホットライン）、リエゾン等からの情報やダム管理者等からのダム放流情報を、市web・災害情報メール等で市民に情報提供している。
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 E
避難誘導体制	●web等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 F
	●災害時に国・県・市においてwebやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 G
	●住民に対し切迫感が伝わっていない懸念がある。また、住民の避難行動の判断に必要な箇所のライブ映像が提供できていない懸念がある。 H
	○地区防災計画作成の中で、各地区で検討している状況である。
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。 I
	●計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難誘導及び要配慮者の避難体制が構築できていない。 f

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省により基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ○災害発生のおそれがある場合は、国土交通省事務所長から大洲市長に情報伝達（ホットライン）をしている。 ○河川水位上昇が予想される場合に、市の行動マニュアルにより市担当者が農地所有者や企業等に情報提供を行っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●農地所有者や企業等の連絡対象者が約100名以上おり、迅速かつ正確に情報伝達できない懸念がある。 J 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防活動の際の様々な判断をするための情報提供を行っているが、水防活動に十分に活かせていない懸念がある。 g 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画規模降雨を超える洪水に対し、情報伝達のタイミングの特定が難しい。 h 	
河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○市の行動マニュアルにより、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 K 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水中での巡視担当者の安全確保に懸念がある。 L 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●河川巡視等によるリスクの高い箇所の点検や情報伝達マニュアル等の作成ができておらず、的確な巡視ができない懸念がある。 i 	
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防資機材において、水防団等と河川管理者による備蓄情報の共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 M 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●製作済みの土のうについて、劣化により使用できない可能性があることが懸念される。 N 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていないことから、適切な水防活動の実施に懸念がある。 j 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水による河岸侵食により、備蓄資材の流失が懸念される。 k 	

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○大洲市庁舎の浸水害対策として、通常電源設備を地下から屋上に移転している。(H27年度) ○介護老人保健施設を併設する病院において、自家発電機、送水ポンプ等を2階へ移動。また、浸水対策として止水板や防水扉を設置している。 ○計画規模降雨による洪水における浸水に対して、事務所機能が確保できている。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水の場合、事務所庁舎が浸水し、災害対策拠点として機能しなくなる懸念がある。 ●想定最大規模降雨による洪水の場合、水防拠点である防災ステーションが浸水し、機能しなくなる懸念がある。

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
	○四国地整によりポンプ車6台を確保している。
	○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
	○雨水ポンプ場による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	●現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 ○
	●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。 P
既存ダムにおける洪水調節の現状	●肱川本川の樋門閉扉により、内水被害の発生が懸念される。 Q
	●想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性がある。 m
	●想定最大規模降雨による洪水に対して、樋門・陸閘の操作基準とともに操作員の避難基準等が作成できていないため、操作員の安全性に懸念がある。 n
	●想定最大規模降雨による洪水の場合、大洲管内のポンプ車が大幅に不足することとなり、早期の排水が困難となる懸念がある。 o
	○平成8年6月に中小洪水対応の操作ルールに見直して、洪水調節を実施している。
	○ダム操作の理解を深めてもらうために関係機関を対象に放流警報周知会を開催している。

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水調節能力を増強させるために鹿野川ダム改造事業と山鳥坂ダム建設事業を推進している。 ○計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、下流から堤防整備を推進している。 ○指定区間である菅田地区及び久米川について、堤防整備を推進している。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ●無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。 R
	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、計画規模降雨を超える洪水に対して、高さ等の断面が不足するため、洪水により氾濫する。 P
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画規模降雨を超える洪水の場合、現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、堤防からの越流、決壊が想定されるため、堤防構造の検討が必要である。 Q
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。 R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴を踏まえ、肱川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

※手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴…支川が多く洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい地形。

※大規模水害…本取組方針では、「現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水」を対象とする。

※逃げ遅れゼロ…ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

【目標達成に向けた3本柱】

河川管理者が実施する堤防整備等、洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙一2参照）

1) ハード対策の主な取組

堤防整備等は整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このためのハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
※現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対しては、避難時間の確保にも資する対策として実施			
〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造	R, p, q, r	平成30年度 平成32年度 平成30年度 平成28年度 平成30年度	四国地整 四国地整 四国地整 四国地整 四国地整
〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ		平成30年度	愛媛県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	B	平成28年度から順次実施	大洲市 四国地整
・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	P	平成30年度を目指す	大洲市
・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置計画の検討を実施	H	平成28年度から検討実施	四国地整
・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施	H	平成28年度から検討実施	四国地整
・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備	D	平成30年度	四国地整
・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備	N	平成28年度	大洲市
・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	m	平成28年度から検討実施	大洲市、愛媛県、四国地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備	g、h E、F G、H J	平成28年度から順次実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施	B	平成28年度から実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	C	平成28年度から検討実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討	C、D	平成28年度から検討実施	大洲市 愛媛県
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区的避難所、避難経路等の検討	C、D I、e	平成28年度から検討実施	大洲市 四国地整
・洪水予報文の改良	A	平成28年度	気象台 四国地整
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	a、H	平成28年度	四国地整
・ハザードマップ（統合型防災マップ）の改良・周知	a、b、 d、e、 I	平成28年度から順次実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組	D	平成28年度	全機関
・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施	E、F	平成27年度から検討実施	大洲市
・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討	/	平成28年度から検討実施	四国地整

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	B	平成27年度から 毎年実施	大洲市、愛媛県、 四国地整
・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H	平成29年度	気象台
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A、H	引き続き実施	大洲市、愛媛県、 四国地整
・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施	A、G	引き続き実施	大洲市、愛媛県、 四国地整
・ダム操作に関する地元関係者への周知	F	引き続き定期的に 実施	大洲市、愛媛県、 四国地整

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、水防資機材等の配置、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	K		
・水防連絡会等による水防団との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	K, L	(全ての項目) 引き続き毎年実施	(全ての項目) 大洲市、愛媛県、四国地整
・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	M		
・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	j, k	平成28年度から 検討実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討	i, n	平成28年度から 検討実施	大洲市、愛媛県、四国地整
・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討	/	平成28年度から 検討実施	大洲市 四国地整
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施	I	平成28年度から 順次計画	大洲市 愛媛県
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	G	平成28年度	大洲市

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
・浸水被害確認システムによる内水状況の共有	Q	実施中	大洲市 四国地整
・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水での浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施	O、P m、o	平成28年度から 検討実施	大洲市 四国地整
・排水ポンプ車等による訓練の実施	P	毎年実施	四国地整
・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施	R	平成28年度から 検討実施	四国地整

7. フォローアップ

今回の取組方針については、平成28年5月30日に公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定等を踏まえ、改めて取組方針の検討を実施し、取りまとめたものである。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

【補足説明】

以下の用語における定義は以下のとおり。

現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水

- ・ 整備途上の段階である河川管理施設に対し、その施設能力を大幅に上回る洪水及び計画されている施設能力では防ぎきれない洪水であり、想定最大規模降雨による洪水も含む。
なお、本取組方針において、以下の用語の記載の無いものは、この定義によるものとする。

想定最大規模降雨による洪水

- ・ 現時点で想定し得る最大規模の降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨を超える洪水

- ・ 基本高水流量の設定の前提となる年超過確率 1/100 の規模の降雨を超える降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨による洪水

- ・ 基本高水流量の設定の前提となる年超過確率 1/100 の規模の降雨による洪水を対象とする。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙－1

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	大洲市	愛媛県	気象台	四国地整	課題
リスク情報の周知	・計画規模降雨によるハザードマップを作成し公表している。	—		・肱川及び矢落川において、計画規模降雨及び想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等を指定し、大洲河川国道事務所のweb等で公表している。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解を深めて貰う必要がある。 a
					・肱川上流部分の浸水が想定される区間（指定区間）の想定最大規模降雨による洪水浸水想定等が作成されていない。 b
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		・河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。（肱川・矢落川は国が発表）	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述）	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から大洲市に情報伝達（ホットライン）をしている。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 A
避難勧告等の発令基準	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）	—	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述）	・上述と併せ、大洲市の避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	・避難勧告等の発令に対し、支川等を含めたタイムラインが作成できていないため、適切な防災行動に対して懸念がある。 B
					・計画規模降雨を超える洪水を想定したタイムラインが作成できていない。 c
避難場所・避難経路	・避難場所 緊急避難場所・避難所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。（地域の実情や要望を踏まえて、隨時見直しあり） ・避難道路 住民の避難所までの避難道路の指定は行っていない。今後、地区防災計画を作成する中で、災害種別に応じて避難所への避難経路を示す予定である。	・県の水位周知河川については浸水想定区域、基準水位観測所の水位設定の見直しを行っている。また、自治体のハザードマップ作成を支援している。（大洲管内は該当河川なし）		・浸水想定区域図を作成し公表するなど、市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。	・広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内での避難所が不足することが懸念される。 c
					・避難所までの避難路の選定を行っていないため、住民の迅速な避難が確保できないおそれがある。 d
					・想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するハザードマップ作成に資する情報が不足している懸念がある。 e
					・指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対する避難体制の強化への取組方針について国、市との協議が必要である。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	大洲市	愛媛県	気象台	四国地整	課題
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送 ・大洲市災害情報メール配信（事前登録者） ・緊急速報メール配信 ・市web、ツイッター等による情報発信 ・広報車による周知 ・テレビ等への情報提供（アラート） ・CATV文字情報配信 ・国土交通省事務所長から大洲市長への情報伝達（ホットライン）、リエゾン等からの情報やダム管理者等からのダム放流情報を市web・災害情報メール等で市民に情報提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「河川・砂防情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量、河川状況映像等の情報を提供している。 ・アラームメールにより登録者に対し県内の雨量・水位・ダム放流情報を配信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をwebや報道機関を通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 <p>E</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ・web等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 <p>F</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に国・県・市においてwebやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 <p>G</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し切迫感が伝わっていない懸念がある。また、住民の避難行動の判断に必要な箇所のライブ映像が提供できていない懸念がある。 <p>H</p>
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画を作成する中で、各地区で検討している状況である。 				<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。 <p>I</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難誘導及び要配慮者の避難体制の構築ができていない。 <p>f</p>

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

項目	大洲市	愛媛県	気象台	四国地整	課題
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省事務所長から大洲市長への情報伝達（ホットライン）、リエゾン等からの情報やダム管理者等からのダム放流情報を市web・災害情報メール等で市民に情報を提供する。 ・河川水位上昇が予想される場合に、市の行動マニュアルにより市担当者が情報提供を行っている。（東大洲：農地所有者・企業、久米地区：企業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発表している。（肱川・矢落川は国が発表） ・「河川・砂防情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量、河川状況映像等の情報を提供している。 ・アラームメールにより登録者に対し県内の雨量・水位・ダム放流情報を配信している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省により基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、事務所長から大洲市に情報伝達（ホットライン）をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をwebや報道機関を通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者や企業等の連絡対象者が約100名以上おり、迅速かつ正確に情報伝達できない懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の際の様々な判断をするための情報提供を行っているが、水防活動に十分に活かせていない懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模降雨を超える洪水に対し、情報伝達のタイミングの特定が難しい。
河川の巡回区間	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行動マニュアルにより、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。 	一		<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡回を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ巡回を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川巡回等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・洪水中での巡回担当者の安全確保に懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・河川巡回等によるリスクの高い箇所の点検や情報伝達マニュアル等の作成ができておらず、的確な巡回ができない懸念がある。
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センター水防倉庫 ・地区水防倉庫 13か所 ・水防資機材を整備 ・東大洲土のう約100袋(砂入)、砂1m³(t袋入) ・柚木觀光駐車場土のう約100袋(砂入)砂1m³(t袋入)をストック 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の水防倉庫に備蓄している。(大洲市の水防倉庫と隣接して保管。) 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材において、水防団等と河川管理者による備蓄情報の共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・製作済みの土のうについて、劣化により使用できない可能性があることが懸念される。
					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていない事から、適切な水防活動の実施に懸念がある。
					<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による河岸侵食により、備蓄資材の流失が懸念される。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の浸水対策として、通常電源設備を地下から屋上に移転実施済(H27年度) 			<ul style="list-style-type: none"> ・計画規模降雨による洪水における浸水に対して、事務所機能が確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水の場合、事務所庁舎が浸水し、災害対策拠点として機能しなくなる懸念がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設を併設する病院において、自家発電機、送水泵等を2階へ移動。また、浸水対策として止水板や防水扉を設置。 				<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水の場合、水防拠点である防災ステーションが浸水し、機能しなくなる懸念がある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目	大洲市	愛媛県	気象台	四国地整	課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> 市内に3箇所の雨水ポンプ場（堀の内、八尾、中島）を設置しており、内水の上昇により排水を行っている。 ポンプ委託による内水排除対策を市内5地区で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 県から地元市町へ管理委託している樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 四国地整によりポンプ車6台を確保している。 	<p>・現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 O</p> <p>・既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。 P</p> <p>・肱川本川の樋門閉扉により、内水被害の発生が懸念される。 Q</p> <p>・想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性がある。 m</p> <p>・想定最大規模降雨による洪水に対して、樋門・陸閘の操作基準とともに操作員の避難基準等が作成できていないため、操作員の安全性に懸念がある。 n</p> <p>・想定最大規模降雨による洪水の場合、大洲管内のポンプ車が大幅に不足することとなり、早期の排水が困難となる懸念がある。 o</p>	
既存ダムにおける洪水調節の現状				(鹿野川ダム・野村ダム) <ul style="list-style-type: none"> 平成8年6月に中小洪水対応の操作ルールに見直して、洪水調節を実施している。 ダム操作の理解を深めてもらうために関係機関を対象に放流警報周知会を開催している。 	—	—

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	大洲市	愛媛県	気象台	四国地整	課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		<ul style="list-style-type: none"> 「肱川水系河川整備計画（中下流圏域）」に基づき、菅田地区及び肱川の一次支川である久米川について、平成45年度完成を目指して堤防工事を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> 洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水調節能力を増強させるために鹿野川ダム改造事業と山鳥坂ダム建設事業を推進している。 計画断面堤防に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、下流から堤防整備を推進している。 	<p>・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。 R</p> <p>・現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、計画規模降雨を超える洪水に対して、高さ等の断面が不足するため、洪水により氾濫する。 p</p> <p>・計画規模降雨を超える洪水の場合、現在の河川管理施設や計画に基づく整備では、堤防からの越流、決壊が想定されるため、堤防構造の検討が必要である。 q</p> <p>・計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。 r</p>

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	課題の対応	目標時期	実施する機関				地域住民			
			大洲市	愛媛県	気象台	四国地整				
1) ハード対策の主な取組										
■洪水を河川内で安全に流す対策										
〈肱川〉 ・忽瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造	R, p, q, r	平成30年度 平成32年度 平成30年度 平成28年度 平成30年度		○		○				
〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ		平成30年度								
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	B	平成28年度から順次実施	○			○	活用			
・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	P	平成30年度を目指す	○							
・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置計画の検討を実施	H	平成28年度から検討				○				
・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施	H	平成28年度から検討				○				
・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備	D	平成30年度				○				
・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備	N	平成28年度	○							
・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	m	平成28年度から検討実施	○	○		○				
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組										
■情報伝達、避難計画等に関する取組										
・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備	g, h, E, F, G, H, J	平成28年度から順次実施	○	○		○	活用			
・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施	B	平成28年度から実施	○	○		○				
・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	c	平成28年度から検討実施	○	○		○				
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討	C, D	平成28年度から検討実施	○	○						
・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討	C, D, I, e	平成28年度から検討実施	○			○				
・洪水予報文の改良	A	平成28年度			○	○	活用			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	a, H	平成28年度				○	活用			
・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知	a, b, d, e, l	平成28年度から順次実施	○	○		○	活用			
・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組	D	平成28年度	○	○	○	○	活用			
・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施	E, F	平成27年度から検討実施	○				活用			
・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討	/	平成28年度から検討実施				○				

○概ね 5 年で実施する取組

具体的な取組の柱	課題の対応	目標時期	実施する機関				地域住民			
			大洲市	愛媛県	気象台	四国地整				
2)ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組										
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組										
<ul style="list-style-type: none"> ・避難を促す緊急行動のトップセミナー等の開催及び共同点検の実施 ・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ工法や資料の作成・配布 ・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施 ・ダム操作に関する地元関係者への周知 	B	平成27年度から毎年実施	○	○		○				
	H	平成29年度			○					
	A, H	引き続き実施	○	○		○	活用			
	A, G	引き続き実施	○	○		○	参加			
	F	引き続き定期的に実施	○	○		○	参加			
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組										
<ul style="list-style-type: none"> ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 ・水防連絡会等による水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し ・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施 ・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討 ・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討 ・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討 	K	引き続き毎年実施	○	○		○	参加			
	K, L	引き続き毎年実施	○	○		○	参加			
	M	引き続き毎年実施	○	○		○	参加			
	J, K	平成28年度から検討実施	○	○		○				
	J, K	平成28年度から検討実施	○	○		○				
	/	平成28年度から検討実施	○			○				
■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組										
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施 ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 	I	平成28年度から順次計画	○	○			参加			
	G	平成28年度	○				活用			
2)ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化										
■ 排水活動及び施設運用の強化に関する取組										
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害確認システムによる内水状況の共有 ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施 ・排水ポンプ車等による訓練の実施 ・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施 	Q	実施中	○			○	活用			
	O, P m, o	平成28年度から検討実施	○			○				
	P	毎年実施				○				
	R	平成28年度から検討実施				○				

概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題の対応	大洲市		愛媛県		気象台		四国地整				
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期			
1) ハード対策の主な取組														
■洪水を河川内で安全に流す対策														
		〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造 〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ	R, p, q, r		〈久米川〉 ・久米川工区の段階的嵩上げ	平成30年度		〈肱川〉 ・惣瀬箇所の堤防整備 ・小長浜箇所の堤防整備 ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ ・旧堤撤去による流下能力不足解消 ・鹿野川ダムの改造	平成30年度	平成30年度				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	B	・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	H28年中	・肱川上流部の氾濫開始が他の区間よりも早い地点において、水位計を整備する事により、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用予定				・越流堤箇所の越流深を計測するため、水位計による越流深の計測を実施	H28年度から順次実施					
	P	・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備	平成30年度を目指	・肱川減災対策計画に基づき対応可能箇所より排水路等の整備を実施										
	H	・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置計画の検討を実施						・CCTVカメラの配置について、改めて検討を実施	H28年度から検討					
	H	・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施						・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討	H28年度から検討					
	D	・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備						・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備	H30年度					
	N	・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備	H28.5予定	・家屋・店舗等の浸水を防ぐための土のうを予め備えるため、土のうステーションを3基設置。(300袋から600袋備蓄)										
	m	・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	H28年度から検討実施	・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討	H28年度から検討実施			・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討	H28年度から検討実施					

項目	事項	内容	課題の対応	大洲市		愛媛県		気象台		四国地整						
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期					
2)ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																
■情報伝達、避難計画等に関する取組																
		・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備	g, h, e, f, G, H, J	・農地所有者や企業等への水位等情報連絡網の整備 ・想定最大規模降雨による洪水を踏まえた情報提供内容の検討	H28年度から順次実施	・アラームメール(えひめ河川メール)の利用登録者の増加	H28年度から順次実施			・プッシュ型情報の発信 ・ライブ映像箇所の拡大 ・想定最大規模降雨による洪水を踏まえた情報提供内容の検討	H28年度から順次実施					
		・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施	B	・タイムラインの作成(H28.3) ・タイムラインによる訓練の実施	H28年度から実施	・国、市と協力しタイムラインの作成及び内容精査を支援	H28年度から実施			・タイムラインは作成済み(H28.3) ・関係機関(国・県・市)の行動状況や連携状況を踏まえた精査 ・タイムラインによる訓練の実施	H28年度から実施					
		・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	c	・計画規模降雨を超える洪水を対象とした新たなタイムラインの作成	H28年度から検討実施	・国、市と協力しタイムラインの作成及び内容精査を支援	H28年度から検討実施			・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施	H28年度から検討実施					
		・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討	C, D	・近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討	H28年度から検討実施	・大洲市が近隣市町との広域避難を検討する場合に八幡浜支局においても調整を支援	H28年度から検討実施									
		・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討	C, D, l, e	・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区的避難所、避難経路等の検討	H28年度から検討実施					・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区的避難所、避難経路等の検討にかかる支援	H28年度から検討実施					
		・洪水予報文の改良	A					・洪水予報文の改良	H28年度	・氾濫が発生した場合の浸水区域として対象となる地区名まで表示した洪水予報文の改良	H28年度					
		・想定最大規模降雨による洪水も含めた浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	a, H							・想定最大規模降雨による洪水も含めた浸水想定区域図及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	H28年5月					
		・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知	a, b, d, e, l	・想定最大規模降雨による洪水想定区域も踏まえたハザードマップ(統合型防災マップ)の改良・周知 ・また、国からの最新の浸水区域図等データによりハザードマップ(統合型防災マップ)の作成・配布	H28年度から順次実施	・指定区間における想定最大規模降雨による洪水浸水想定に対するリスク情報の周知等を含めた避難体制の強化への取組方針について国、市との協議を実施	平成28年度から検討実施			・想定最大規模降雨による洪水想定区域も踏まえたハザードマップ(統合型防災マップ)の改良に関する支援	H28年度から順次実施					
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組	D	内閣府のモデル事業として、三善地区において、「災害・避難カード」への取組を実施	H28年度	内閣府のモデル事業として、三善地区において、「災害・避難カード」への取組を実施	H28年度	内閣府のモデル事業として、三善地区において、「災害・避難カード」への取組を実施	H28年度	内閣府のモデル事業として、三善地区において、「災害・避難カード」への取組を実施	H28年度					
		・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施	E, F	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備や防災ラジオの配布を検討	H27年度から検討実施											
		・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討	/							・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討	H28年度から検討実施					

項目	事項	内容	課題の対応	大洲市		愛媛県		気象台		四国地整						
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期					
2)ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																
		・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	B	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加	H27年度から毎年実施	・水防連絡協議会等において関係者に避難活動の充実を図る啓発を実施 ・関係者で重要水防箇所等の点検を実施	引き続き実施			・毎年出水期までに首長以下関係者で、避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施。また、重要水防箇所等の点検を実施。	H27年度から毎年実施					
		・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H					・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H29.5末							
		・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布	A, H	・災害情報提供のチラシ等による広報・周知	H28年度	・えひめ河川メールのチラシ配布	引き続き実施			・水災害広報の充実として出水があった場合、ニュースレターを発行 ・水防工法の実物展示等による広報の充実 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定を正しく理解するための説明資料の作成	H28年度から					
		・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施	A, G	・課外授業等での防災センター施設見学等の利用促進について検討を実施。 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定に関する自治会等への説明の実施	H28年度	・要請に応じ、出前講座により水災害教育を実施	引き続き実施			・小学校・中学校における水災害教育として、5年生以上を対象に洪水被害の歴史や身を守るためにの手段、国の対策等について授業の一環として実施(依頼により実施) ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定に関する自治会等への説明の実施	引き続き実施					
		・ダム操作に関する地元関係者への周知	F	・国の説明会に関係各課が参加し、関係機関等へ周知	引き続き定期的に実施	・国の説明会に関係各課が参加し、関係機関等へ周知	引き続き定期的に実施			・鹿野川ダム・野村ダム放流警報周知会の実施 ・河川利用者への説明	引き続き定期的に実施					

項目	事項	内容	課題の対応	大洲市		愛媛県		気象台		四国地整						
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期					
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	K	・毎年情報伝達網の確認 ・樋門等の点検時等に伝達網を活用して実施(火災・事故・捜索活動でも活用)	引き続き毎年実施	・市町へ管理委託している樋門の操作点検時にあわせて地元水防団・樋門操作員の連絡体制の確認を実施。	引き続き毎年実施			・水防団との伝達訓練 ・樋門操作員との伝達訓練及び避難訓練 ・維持工事による特別巡回訓練	毎年出水期前に実施					
		・水防連絡会等による水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	K, L	・水防連絡会等への水防団・危機管理課職員・消防署・自主防災組織等の参加 ・水防団幹部との意見交換会に水防団・担当職員等の参加	引き続き毎年実施	・水防連絡会の開催 ・重要水防箇所の精査・見直し	毎年出水期前に実施。			・水防連絡会の開催及び重要水防箇所の確認 ・水防団幹部との意見交換会 ・重要水防箇所の精査・見直し	毎年出水期前に実施					
		・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	M	・水防団・自主防災組織・消防署・危機管理課職員が参加	引き続き毎年実施	・水防従事者を対象に水防活動に用いられる各種水防工法について説明・実演を行う。	随時			・水防団、消防団の団員内に、水防工法の指導者育成を実施	毎年出水期前に実施					
		・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	J, K	・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し	平成28年度から検討実施	・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し	平成28年度から検討実施			・河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討	平成28年度から検討実施					
		・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討	I, N	・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討	平成28年度から検討実施	・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討	平成28年度から検討実施			・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討	平成28年度から検討実施					
		・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討	/	・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討	平成28年度から検討実施					・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討	平成28年度から検討実施					
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																
		・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施	I	・要配慮者利用施設・福祉施設担当部局と連携して、情報伝達訓練や避難訓練の計画を検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施 (区域内関連施設19施設)	H28年度から順次計画	・大洲市が実施する避難訓練等の支援										
		・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	G	・消防・商工産業課等と連携して、浸水区域企業等を訪問・災害情報提供のチラシ等の配布による啓発	H28.5頃											

項目	事項	内容	課題の対応	大洲市		愛媛県		気象台		四国地整						
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期					
2)ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																
■排水活動の強化に関する取組																
		・浸水被害確認システムによる内水状況の共有	Q	・国システムによる内水状況の共有	実施中					・浸水被害確認システムによる内水状況を市と共にするとともに、情報の高度化を検討	実施中					
		・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施	O, P, m, o	・内水排除対策(ポンプ排水委託)の実施 ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮した排水機場、樋門等の情報共有を踏まえた、排水ポンプ車等の配置先の再検討	実施中 H28年度から検討実施					・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施	H28年度から検討実施					
		・排水ポンプ車等による訓練の実施	P							・毎年度1回以上排水ポンプ車等による訓練を実施	毎年実施					
		・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施	R							・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施	H28年度から県等実施					

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 肱川の減災に係る取組方針

平成28年9月12日

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔大洲市、愛媛県、気象庁、四国地方整備局〕

1. はじめに

協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

2. 本協議会の構成員

肱川に関する大洲市、愛媛県、気象庁、四国地方整備局の構成員を記載

3. 肱川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和18年の災害、平成16年、平成17年の災害および想定最大規模降雨による洪水浸水想定、これらを踏まえた主な課題を記載

4. 現状の取組状況

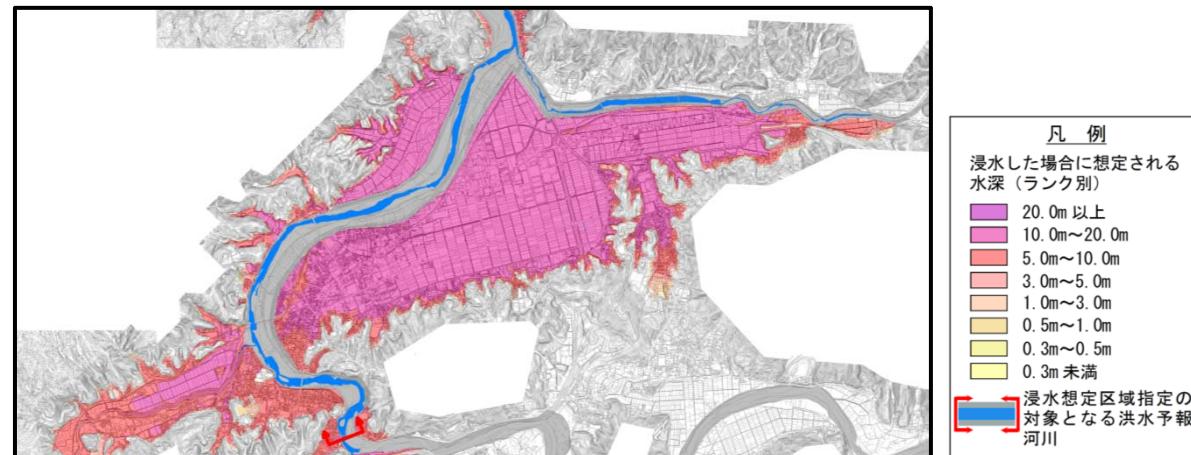
4. 現状の取組状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

『リスク情報の周知』、『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』、『避難勧告等の発令基準』、『避難場所、避難経路』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『避難誘導体制』

○現状

- 肱川及び矢落川において、計画規模降雨及び想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定等し、大洲河川国道事務所のweb等で公表している。



● 課題

- 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解を深めて貰う必要がある。
- 肱川上流部分の浸水が想定される区間（指定区間）の想定最大規模降雨による洪水浸水想定等が作成されていない。

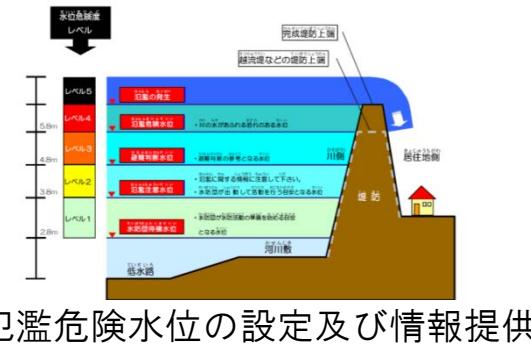
4. 現状の取組状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

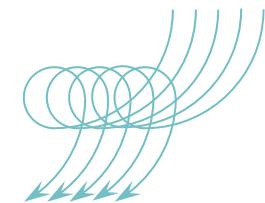
『リスク情報の周知』、『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』、『避難勧告等の発令基準』、『避難場所、避難経路』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『避難誘導体制』

○現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、大洲河川国道事務所と気象台の共同で実施している。
- ・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送等を実施している。



氾濫危険水位の設定及び情報提供



風雨などの騒音

● 課題

- ・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。
- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難誘導及び要配慮者の避難体制の構築ができていない。

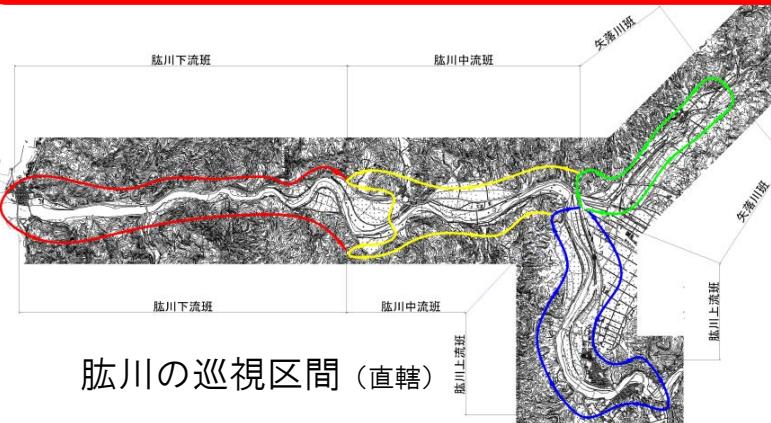
4. 現状の取組状況

② 水防に関する事項

『河川水位等に係る情報提供』、『河川の巡視区間』、『水防資機材の整備状況』、『市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応』

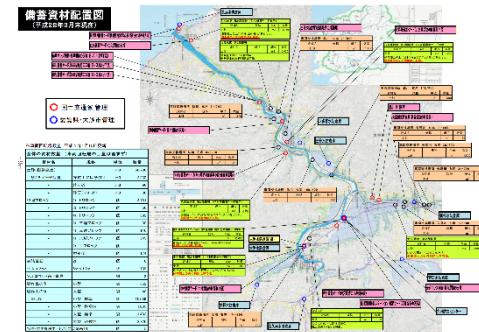
○現状

- ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



河川巡視状況

肱川の備蓄資材配置図（直轄）



● 課題

- ・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていないことから、適切な水防活動の実施に懸念がある。

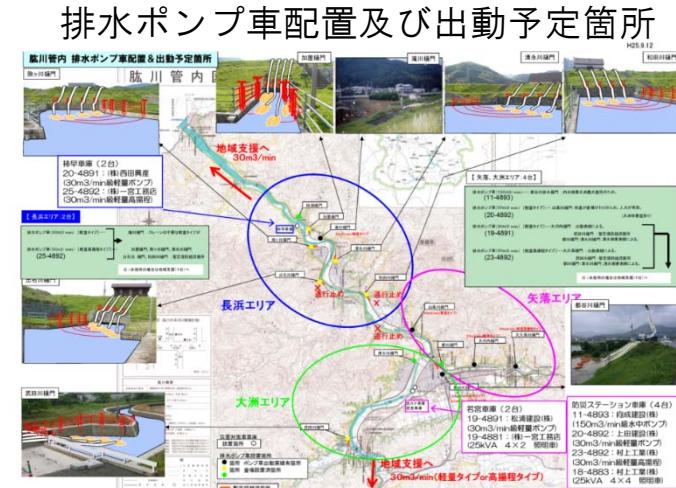
4. 現状の取組状況

③ 氷濫水の排除、施設運用等に関する事項

『排水施設、排水資機材の操作・運用』、『既存ダムにおける洪水調節の現状』

○現状

- 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器等において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。



● 課題

- 現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
- 想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性がある。

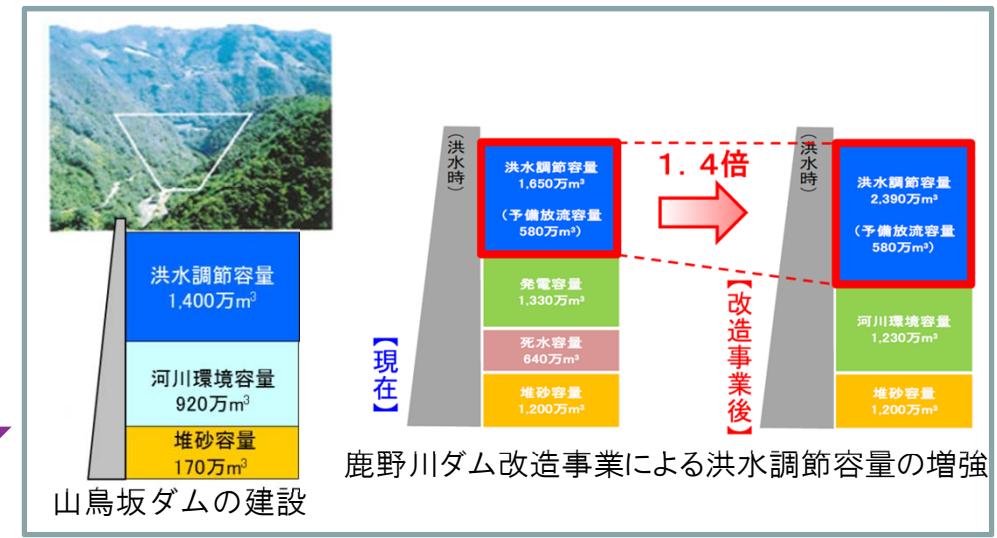
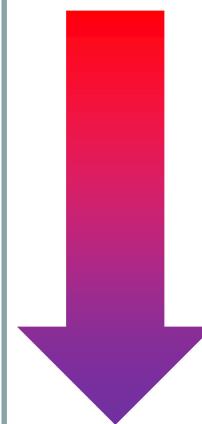
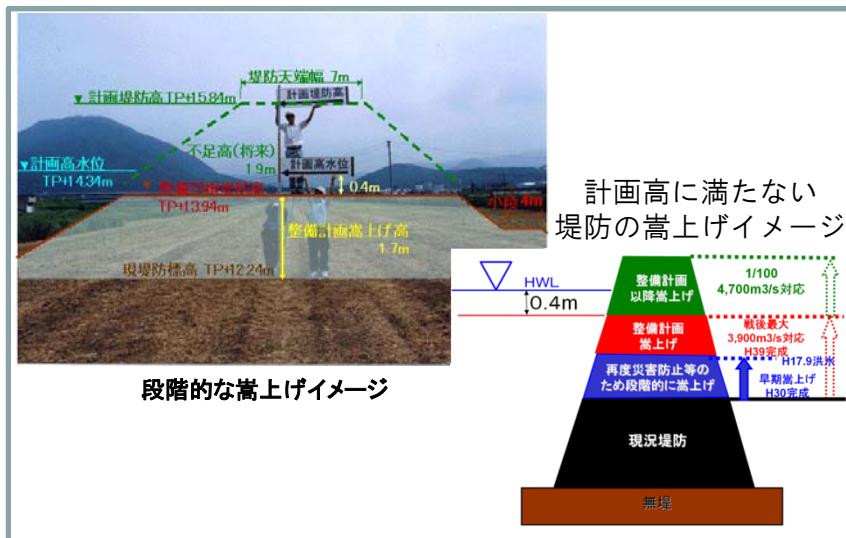
4. 現状の取組状況

④ 河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

○現状

- ・洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水調節能力を増強させるために鹿野川ダム改造事業と山鳥坂ダム建設事業を推進している。
- ・計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、下流から堤防整備を推進している。



● 課題

- ・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。
- ・計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。

5. 減災のための目標

5. 減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴を踏まえ、肱川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

※手のひらのような、洪水が集中しやすい地形…支川が多く洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい地形。

※大規模水害…「現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水」を対象とする。

※逃げ遅れゼロ…ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

河川管理者が実施する堤防整備等、洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

(1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組

(2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

(3) 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

【補足説明】

以下のとおり、各々の定義により使い分けを行い、表記します。

現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水

- ・ 整備途上の段階である河川管理施設に対し、その施設能力を大幅に上回る洪水及び計画されている施設能力では防ぎきれない洪水であり、想定最大規模降雨による洪水も、この定義に含む。

想定最大規模降雨による洪水

- ・ 現時点で想定し得る最大規模の降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨を超える洪水

- ・ 基本高水流量の設定の前提となる年超過確率1/100の規模の降雨を超える降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨による洪水

- ・ 基本高水流量の設定の前提となる年超過確率1/100の規模の降雨による洪水を対象とする。

6. 概ね5年で実施する取組

6. 概ね5年で実施する取組

1) ハード対策の主な取組

■洪水を河川内で安全に流す対策

※現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対しては、避難時間の確保にも資する対策として実施

〈肱川〉

- ・惣瀬箇所の堤防整備
- ・小長浜箇所の堤防整備
- ・東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ
- ・旧堤撤去による流下能力不足解消
- ・鹿野川ダムの改造

〈久米川〉

- ・久米川工区の段階的嵩上げ

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備
- ・肱川減災対策計画に基づく排水路の整備
- ・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置計画の検討を実施
- ・光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施
- ・堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備
- ・水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備
- ・計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討

6. 概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備
- ・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施
- ・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施
- ・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討
- ・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討
- ・洪水予報文の改良
- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
- ・ハザードマップ（統合型防災マップ）の改良・周知
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組
- ・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施
- ・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施
- ・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施
- ・ダム操作に関する地元関係者への周知

6. 概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- ・水防連絡会等による水防団との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し
- ・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施
- ・洪水での河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討
- ・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討
- ・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討

■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

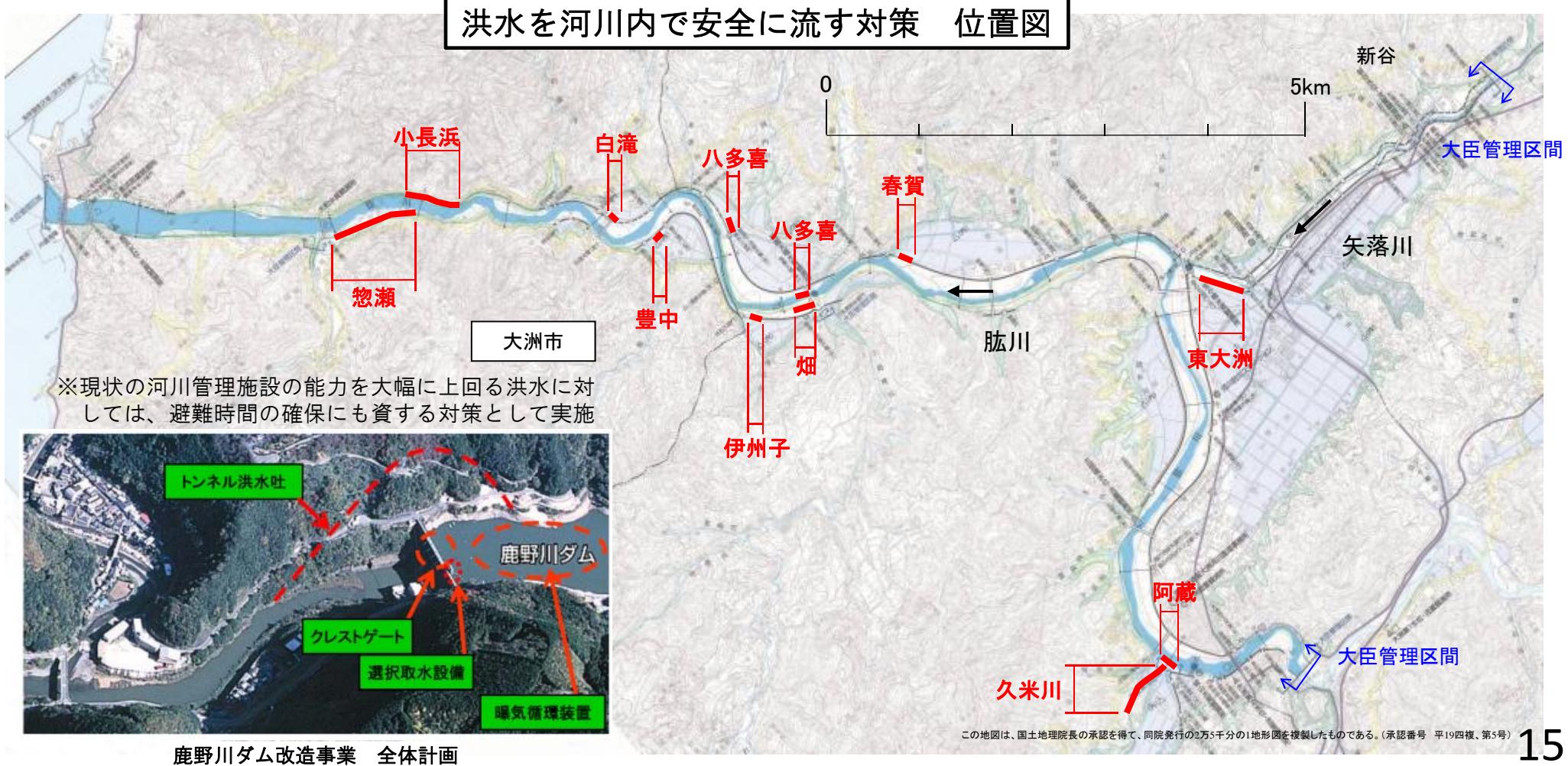
③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・浸水被害確認システムによる内水状況の共有
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施
- ・排水ポンプ車等による訓練の実施
- ・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施

洪水を河川内で安全に流す対策

- 〈肱川〉 惣瀬箇所の堤防整備【平成30年度】、小長浜箇所の堤防整備【平成32年度】
東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ【平成30年度】
旧堤撤去による流下能力不足解消【平成28年度】、鹿野川ダムの改造【平成30年度】
〈久米川〉 久米川工区の段階的嵩上げ【平成30年度：愛媛県】



避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備

【平成30年度：四国地整】

○水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備

【平成28年度：大洲市】

○計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討

【平成28年度：大洲市、愛媛県、四国地整】

緊急輸送路の整備

施工前



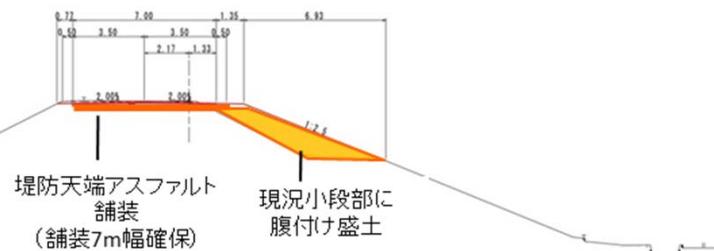
施工後



土のうステーションの整備



No.12



樋門等の施設強化の検討



都谷川排水樋門



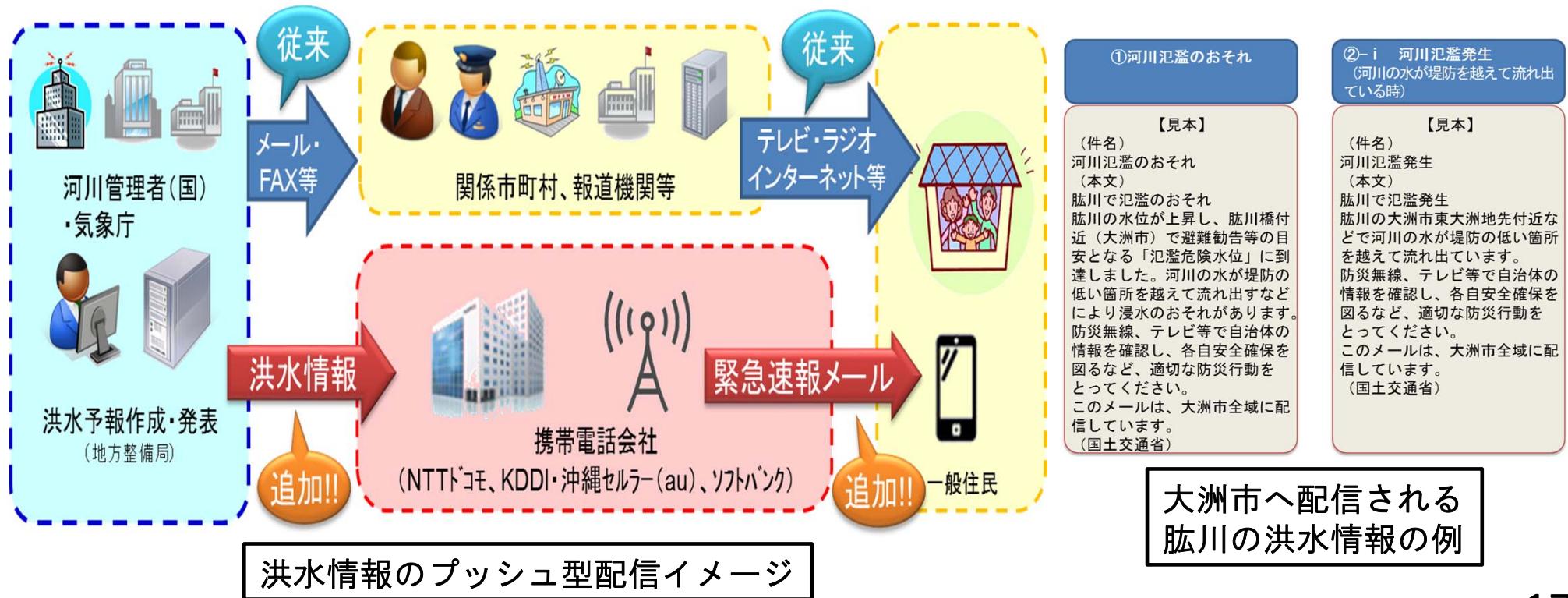
都谷川排水樋門(機械室) 16

情報伝達、避難計画等に関する取組

○避難行動等に必要な情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備
【平成28年度：大洲市、愛媛県、四国地整】

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

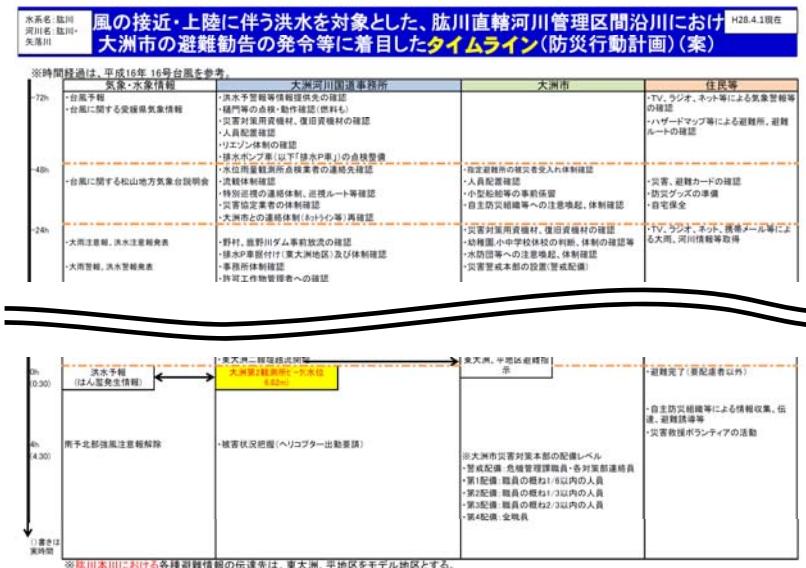
国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の流域自治体（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」を活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始する。



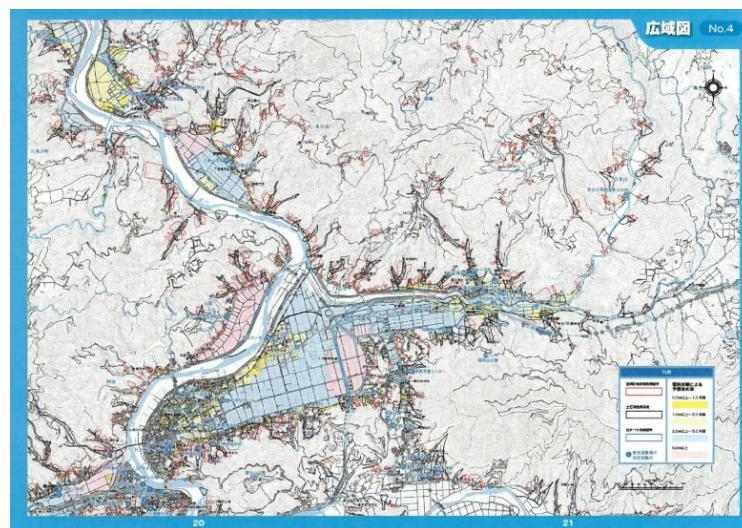
情報伝達、避難計画等に関する取組

- 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施 【平成28年度から実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの策定及び訓練の実施 【平成28年度から実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水の対応も含めた浸水地区の避難所、避難経路等の検討 【平成28年度：大洲市、四国地整】
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 【平成28年度：四国地整】
- ハザードマップ（統合型防災マップ）の改良・周知
【平成28年度から検討実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

タイムラインの高度化及び訓練



ハザードマップの改良・周知



大洲市の統合型防災マップ

※大洲第2観測所水位については、平成16年8月実績洪水を用いている。

情報伝達、避難計画等に関する取組

○現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難力一
ド」の取組
【平成28年度：大洲市、愛媛県、気象台、四国地整】

災害・避難カードモデル事業

みよし

内閣府が実施している「災害・避難カード」モデル事業について、三善地区が今年度モデル地区として選定された。三善地区自主防災組織が主体となり、住民自らが「災害・避難カード」を作成できるようにするためにワークショップ等を開催。今後、ワークショップ等を数回開催し、三善地区の災害・避難カードを年度内に作成する予定。

はじめに 「災害・避難カード」とは？

- 自然災害による被害の軽減のためには、
住民自身による適時適切な避難がきわめて重要！
- 避難すべき場所などをあらかじめ認識しておくための
仕組みとして「災害・避難カード」を作成する！

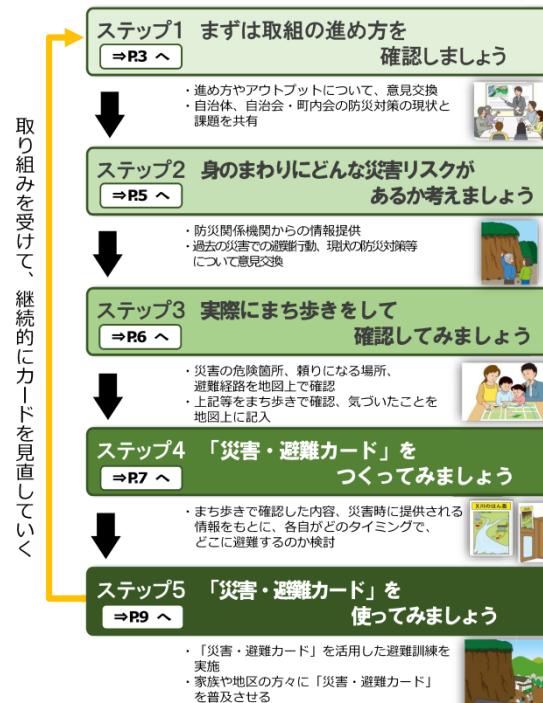


作成した「災害・避難カード」は、

- *自宅の冷蔵庫など普段、目にとまる場所
- *財布の中へ入れて持ち歩く

※内閣府ウェブサイトより

1. 「災害・避難カード」の作成手順



スケジュール

6月9日
幹事会開催

8月28日
第1回ワークショップ

ワークショップを
数回開催

災害・避難カード
作成

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施

【平成27年度から毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

- 情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 【平成29年度：気象台】

- 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布

【引き続き実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

首長も参加した緊急避難行動を促すセミナーの実施



トップセミナーの実施 (H27. 10. 19)

広報用資料の作成



愛媛県チラシ

気象庁が提供する気象情報等の活用

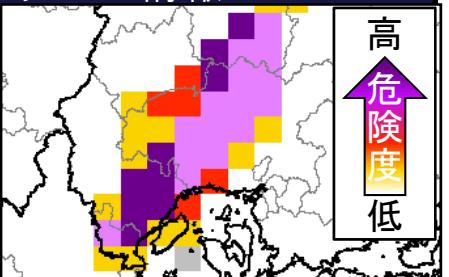
警報等を解説・見える化する

危険度を色分けした時系列

	今日						明日		
	9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時
大雨 (浸水害)	10	30	50	80	50	30			
(土砂災害)									
洪水									
陸上(m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12
海上(m/s)	20	25	25	30	25	25	20	15	15

メッシュ情報

洪水注意報・警報の情報を補足する情報としての視覚的なメッシュ情報を提供



危険度の高まるタイミングやエリアを確認

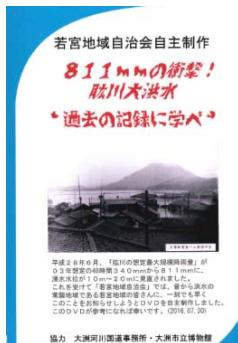
平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施
【引き続き実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

若宮地域自主防災組織の取組状況

- 若宮地域自主防災組織では、新に住まわれた人や世代交代などにより意識が薄れていることを懸念し、独自にDVDを作成。大洲河川国道事務所もDVD作成に協力。
- 若宮地域自主防災組織主催でDVDの上映と住民説明会(意見交換会)を開催。大洲市と国土交通省は、説明会に参加し質問に対する回答や助言を実施。

日 時	平成28年7月27日 19:00～20:30
場 所	大洲市肱北公民館 若宮分館 2階大ホール
主 催 者	若宮地域自主防災組織(若宮地域自治会)
参 加 者	若宮地域自主防災組織、若宮地域住民(約80名)、大洲市、大洲河川国道事務所



自主防災組織自ら過去の証言をいれながらDVDを作成



DVD上映・意見交換会の様子

意見交換会での意見等

- ・想定最大規模の降雨であれば、避難先はどうすればよいのか。
- ・ハード面での整備も大事だが、避難方法や避難行動を大洲市や国交省で考えて欲しい。
- ・近県でこの様な降雨があるということは、大洲でも起きる可能性はある。たまたま最近災害がない、地震もない。九州等他の地域は甚大な被害であるため、安心してはいけない。

国・市からの回答等

- ・今回の想定は、水防法の改定で公表することとなった。肱川においても国(気象台含む)・県・大洲市と減災対策協議会を設立して協議している。
- ・当該地区では、10m以上浸水するため高いところへの避難になるが、道路や土砂災害の情報も必要であり、今後避難計画の立案が必要となる。
- ・想定最大だけでなく計画規模、近年の大出水や通常の出水にも気をつけて欲しい。防災に関して、国、県、市で情報を出しているため活用して欲しい。

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- 水防連絡会等による水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し
【引き続き毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施
【引き続き毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討
【平成28年度から検討実施：大洲市、四国地整】



重要水防箇所の共同点検状況



関係機関との訓練状況



現在の水防拠点（防災ステーション）

要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

○要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施

【平成28年度から順次計画：大洲市、愛媛県】

○大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

【平成28年度：大洲市】

要配慮者の支援対策

第 21 節 要配慮者の支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民政委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部と福祉担当部等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

なお、具体的な支援策等については、本節に定める内容のほか、「災害時要配慮者支援プラン」に基づくものとする。

1 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号において規定されており、高齢者、障がい者、乳幼児等その他に配慮を要する者をいう。

2 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者は、災害対策基本法第49条の10において規定されており、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その混ざり混じる避難の確保を図るために、特に支援を要するものをいう。

3 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 市は、市域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市は、市域防災計画に基づき、防災担当部と福祉担当部等との連携の下、平常時より避難行動要支援者の避難の支援、安否確認等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の対象者は、災害時要配慮者支援プランに記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 市は、避難支援等に携わる関係者として市域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民政委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 緊急連絡体制の整備

市は、災害に関する予報や警報等の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、避難勧告等の発令の情報を防災行政無線等の手段により、迅速に伝達するとともに、自主防災組織及び関係機関等と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを策定する。

5 避難支援等関係者の対応及び安全確保

- (1) 避難支援者は、災害時要配慮者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う人である。
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。
- (3) 避難支援等関係者の安全の確保は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体会で話し合って、避難方法を決定していくことが必要となる。避難支援等関係者は、ボランティア精神に基づき行うもので、災害時要配慮者の避難支援の実施に関して責任を負うものではない。

6 避難体制等の確立

市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（癡迷障がいを含む。）、罹病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活中に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編「福島避難所」

p.185

7 防災教育・訓練の充実

要配慮者は、自らの能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実化を図る。

8 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、勤員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行ふとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行ふほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

災害情報提供のチラシ等による啓発

発信する情報の種類

危険度	白字避難	●必要に応じて集合場所・公民館周辺に避難してください。 避難の手順や危険箇所に自分で避難してください。
↓	避難準備情報	●避難場所や避難ルート等の情報を発信してください。
↓	避難勧告	●避難場所へ移動する際は、避難場所へ向かってください。
↓	避難指示	●避難場所へ移動する際は、避難場所へ向かってください。
↑	避難所	●自然災害などでお困りの方の避難場所を示すことがありますので、必ず避難所へ避難してください。避難しておられた場合は、避難所へ避難してください。

●自然災害などでお困りの方の避難場所を示すことがあります。避難行動を起こす際は、必ず避難所へ避難してください。避難しておられた場合は、必ず避難所へ避難してください。

テレビ・パソコン・携帯電話・スマートフォン・ラジオなどから
災害情報や災害情報の収集を積極的に行いましょう。

防災行政無線や広報車による情報発信

大雨による川の氾濫や土砂崩れなど、土地の音響情報を発信されたりした場合は、避難行動を起こす際は、必ず避難場所へ避難してください。避難行動を起こす際は、必ず避難場所へ避難してください。その際は、避難する集合場所や避難ルートを発信します。その際は、避難する集合場所や避難ルートを発信します。その際は、避難する集合場所や避難ルートを発信します。その際は、避難する集合場所や避難ルートを発信します。その際は、避難する集合場所や避難ルートを発信します。

フリーダイヤル0120-00-8863(通話無料)

地上デジタルテレビによる情報発信

街中でデジタルを活用して、各放送局に災害情報や避難情報を発信しています。

テレビモニターやパソコン等に災害情報を発信してください。

インターネットによる情報発信

街中でデジタルを活用して、各放送局に災害情報や避難情報を発信しています。

テレビモニターやパソコン等に災害情報を発信してください。

大洲市ホームページ(大洲市)

避難勧告等の発令・避難準備情報・避難場所等 http://www.city.ozu.ehime.jp/

○川防護堤等の土砂崩れ等の警戒情報等 http://www.city.ozu.ehime.jp/

●災害対策・防災情報(防災情報)

内閣府気象庁・防災情報(防災情報)

内閣府気象庁・防災情報(防災情報)

●気象庁気象情報(防災情報)

○気象庁ホームページ(気象庁)

http://www.jma.go.jp/jma/tsubame/index.html

■防災セミナー

大洲市危機管理課 Tel.24-1742 大洲消防署 Tel.24-0119

また、市役所での防災セミナーも開催されています。災害時における避難行動や避難場所への避難行動等についての説明を受けます。

主に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令の情報

また、災害情報を受けるためには、事前に登録が必要なものもありますので、

万が一に備えて、積極的に登録活用してください。



大洲市チラシ等による啓発

出典：大洲市地域防災計画

大洲市防災会議 P. 72-74

風水害等対策編 平成27年3月

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- 浸水被害確認システムによる内水状況の共有 【実施中：大洲市、四国地整】
- 現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施 【平成28年度から検討実施：大洲市、四国地整】
- 排水ポンプ車等による訓練を実施。 【毎年実施：四国地整】

排水ポンプ車の訓練



ポンプ委託排水の実施



大洲市による西大洲地区のポンプ排水状況

7. フォローアップ

フォローアップ

- 今回の取組方針については、平成28年5月30日に公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定等を踏まえ、改めて取組方針の見直しを実施し、取りまとめたものである。
- 各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

